東京学芸大学放射性同位元素等取扱要領の一部改正（案）について

改正理由：放射性同位元素の受入れ及び払出しの手続き等について，整備するものである。

改　　正（案）	現　　行
（趣旨） １　放射性同位元素等の取扱いについては，東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第５号。以下「規程」という。）及び東京学芸大学放射線障害予防規程運用内規（平成16年7月13日制定。以下「内規」という。）に定めるもののほか，この要領の定めるところによる。 〔省略〕 （放射性同位元素の受入・払出に係る手続き及び記録） ４　放射性同位元素の受入・払出に係る手続きについては，別に定める。 （放射性同位元素の使用等の記録） ５　放射性同位元素を使用，運搬又は廃棄したときは，ＲＩ管理システムにより記録すること。 （放射性同位元素の保管記録と貯蔵室の在庫との照合） ６　放射性同位元素の管理を確実にし，管理下にない線源の存在や線源の所在不明等の発生を防ぐため，次の各号に基づき，保管記録と貯蔵室の在庫との照合を定期的に実施すること。 (1) 実施時期と回数 毎年度９月及び３月の２回 (2) 照合の方法 ＲＩ管理システムによって記録されている「貯蔵量状況」と貯蔵室に保管されている線源とを照合すること。 (3) 記録の方法 「貯蔵量状況」を出力し，保管確認記録欄を設け，照合の結果を記入すること。 (4) 「保管確認記録」の取扱 ＲＩ管理システムの保管確認記録は，内規第５条第３号に定める点検表の別紙として放射線安全委員会に提出し，確認を受ける。 （個人被ばく線量計の着用） ７　〔省略〕	（趣旨） １　放射性同位元素等の取扱いについては，東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第５号。以下「規程」という。）及び東京学芸大学放射線障害予防規程運用内規に定めるもののほか，この要領の定めるところによる。 〔省略〕 （放射性同位元素の使用等の記録） ４　放射性同位元素を使用，入庫・出庫，運搬又は廃棄したときは，アイソトープ取扱管理システムにより，その状況を記録すること。 （個人被ばく線量計の着用） ５　〔省略〕

（専用衣服等の着用） ８　〔省略〕 （飲食，喫煙等の禁止） ９　〔省略〕 （整理，整頓） １０　〔省略〕 （単独作業の禁止） １１　〔省略〕 （身体等の汚染の検査） １２　〔省略〕 （物品の汚染の検査） １３　〔省略〕 （地震等の災害時における措置） １４　〔省略〕 （放射線装置の取扱い） １５　〔省略〕 附　則 この要領は，平成　年　月　日から施行する。	（専用衣服等の着用） ６　〔省略〕 （飲食，喫煙等の禁止） ７　〔省略〕 （整理，整頓） ８　〔省略〕 （単独作業の禁止） ９　〔省略〕 （身体等の汚染の検査） １０　〔省略〕 （物品の汚染の検査） １１　〔省略〕 （地震等の災害時における措置） １２　〔省略〕 （放射線装置の取扱い） １３　〔省略〕